



筑紫女学園大学リポジト

The German Public Pension System (II) :
From German Reunification to 2014 Pension Reform

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-03-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 裊, 海善, BAE, Haesun メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/1099

ドイツの公的年金制度の歩み（Ⅱ）： ドイツ再統一から2014年年金改革まで

裴 海 善

The German Public Pension System (Ⅱ): From German Reunification to 2014 Pension Reform

Haesun BAE

はじめに

1990年10月3日再統一したドイツでは、1992年1月1日、社会法典第6巻（SGBVI）が施行された。帝国保険法（RVO：Reichsversicherungsordnung）、事務職労働者年金法（AVG：Angestelltenversicherungsgesetz）、鉱員年金法（RKG：Reichsknappschaftsgesetz）など、今まで公的年金保険と関わる様々な法的根拠は社会法典第6巻（SGBVI）にまとめられ、全ドイツで実施された。

一方、年金制度においては、1990年代に入ってから、少子高齢化社会に対応するための様々な法律の制定が行われたが、特に2001年の年金改革により、老齢年金は従来の賦課方式の公的年金制度に依存する体制は放棄され、積立方式の個人年金と企業年金を政府が助成し、公的年金、企業年金、個人年金の3本柱体制へと転換された。しかし、2001年導入されたリースター年金は20年経ったいまでも、その問題点が議論されており、また2005年老齢所得法施行により導入された年金後課税方式はその問題点が2021年5月明らかになり、老齢年金は新たな改革が求められている。

本稿では、1992年から2014年までのドイツ公的年金の改革の歩みとその特徴をドイツ年金保険公団（DRB）の『130 Jahre gesetzliche Rentenversicherung』（2019年）により確認すると共に、2021年9月26日連邦議会選挙（Bundestagswahl）後の新内閣¹⁾の年金改革の課題になっている「リースター年金」と「年金後課税」の内容と特徴及び問題点を確認することを試みた。

1. 1992年から2014年までの年金改革の特徴

1) 年金改革1992

1989年11月に連邦議会で可決された年金改革法が1992年1月1日施行された。「年金改革1992」は、1957年と1972年の改革と同様に広範囲にわたる大改革であった。年金改革1992の特徴は、少子高齢化社会に対応するため、年金財政安定化措置として年金給付金を引き下げる一方、育児期間の延長により子育てへの給付金拡大措置が行われたことである。

第一に、年金給付金水準が引き下げられた。年間年金調整は総賃金（税込み賃金）から手取り賃金へと切り替えられた。また、17歳以後の教育期間に対しての保険料免除期間が短縮された。

第二に、老齢年金の早期支給（繰上げ）の年齢が引きあげられた。すでに女性と失業者は一定の条件を満たせば60歳で年金請求が可能であったし、長期被保険者は1972年の年金改革により63歳で「減額なし」の早期年金請求が可能であった。1992年からは減額なしで早期年金が受給できる年齢は、女性と失業者は60歳から65歳へ、長期被保険者は63歳から65歳へと段階的に引き上げられた。63歳からの早期支給を希望する場合、繰り上げ年齢に応じて年金支給額の一定率が減額される（Rentenabschläge）。

第三に、部分年金制度が導入され、被保険者は1992年から、満額年金（Vollrente）と部分年金（Teilrente）を選択することが可能になった（SGB VI第42条）。部分年金は、65歳以後所得がある人が対象で、追加収入に関係なく選択できる部分年金は、満額年金の少なくとも10%で、所得額に応じて老齢年金の3分の1、2分の1、または3分の2の年金が受給できる²⁾。

第四に、1992年1月以後生まれた子の育児期間（Kindererziehungszeiten）が1年間から3年間へと拡張され、保険料納付期間として認められた（SGB VI第56条、Kindererziehungszeiten）。

さらに、年金基金の負担を軽減するために、連邦補助金が増額され、年金改革1992は、人口動態変化により懸念された保険料率上昇を大幅に抑えることに成功した。1987年のPROGNOS報告書で、改革措置がなければ保険料率は2030年までに40%まで上昇すると見積もられたが、1992年の改革措置により、2030年に27%未満までの引上げが見積もられた（DRVB, 2019: 70-71）。

2) 成長と雇用促進法（1996年）・追加連邦補助金法（1997年）

(1) 成長と雇用促進法（1996年制定、1997年施行）

1990年代初に18.7%であった保険料率は1998年までに20.3%に引き上げなければならず、年金改革1992による保険料率上昇の長期的抑制が十分に実現できるかに関して、ますます疑われるようになり、年金財政の持続可能性に関しての論争が高まった。さらに、1997年の経済危機により多くの失業者が発生し、年金保険料収入が減少したことにより年金保険は被害を受けた。1997年、当時の連邦雇用庁（BfA：Bundesanstalt für Arbeit）³⁾は360万人の失業者を報告した。

1996年9月に「成長と雇用促進法」（WFG：Wachstums-und Beschäftigungsförderungsgesetz）が可決され（1997年1月1日施行）、大幅な年金給付金の削減が行われた。とりわけ、早期老齢年金（年金繰上げ）のすでに可決された受給開始年齢の引き上げが迅速に行われた。教育期間などの保険料納付考慮期間がさらに短縮されると共に、失業期間の年金評価が下げられた（DRVB, 2019: 73-74）。

成長と雇用促進法は、ドイツ全土のリハビリの状況に衝撃を与えた。議会は、年金保険の緊迫した財政状況に対抗するため、ドイツ全土でリハビリ給付金の約27億マルクを削減しようとした。リハビリへの資金供給を止めるということは、より少ないリハビリ申請と承認、そして最終的にはより少ないリハビリ給付金支給を意味した（DRV HP, 1992 Rentenreform）。

(2) 追加連邦補助金法（1997年制定、1998年施行）

公的年金保険は保険料収入だけでは賅うことができず、一般年金保険の年金給付には国庫補助が行われてきた。従来は一般国庫補助金（allgemeiner Bundeszuschuss）だけであったが、人口構成が変化していることから、被保険者の負担を軽減するため、1997年12月19日「公的年金保険への追加連邦補助金の財政調達法」（Gesetz zur Finanzierung eines zusätzlichen Bundeszuschusses zur gesetzlichen Rentenversicherung）を制定された。1997年12月に付加価値税を15%から16%へと引上げ、財源の一部を年金財政に支援することになり、1998年上半期から、公的年金への追加連邦補助金が導入された。その結果、1999年から保険料率は再び20%未満（1999年19.5%）を下回るようになった（DRVB, 2019: 73-74）。

3) 年金改革2001と老齢年金のパラダイム転換

2001年6月に、2つの包括的法案、即ち老齢資産法（AVmG：Altersvermögensgesetz）と老齢資産補完法（AVmEG：Altersvermögensergänzungsgesetz）の制定により（2002年1月施行）、ドイツの老齢年金制度におけるパラダイム転換が行われた。二つの法律制定の目的は、長期的に現役世代の保険料負担を軽くし、老後の適正生活水準を確保することであった。

第一に、老齢年金は3本柱体制となった。年金改革2001の大きな特徴は、1957年年金改革以来のドイツの老齢年金制度の典型、つまり賦課方式の公的年金制度に依存するシステムを放棄し、2001年からは老後生活水準を公的年金、企業年金、個人年金の3本柱体制で保障する新しいシステムに置き換えたことである。賦課方式の公的年金は依然として老後保障の最も重要な柱ではあるが、多様な形態の政府助成金と税制上の優遇措置により積立方式の個人年金と企業年金を政府が積極的に支援し、公的年金給付金減少を個人年金と企業年金で補完する体制になった。

第二に、2001年、ウォルター・リースター（Walter Riester：1998～2002年の連邦労働大臣）の提案により、政府助成金と税制優遇により支援し、公的年金加入者であればだれでも加入できる積立方式の個人年金としてリースター年金（Riester-Rente）が導入された。

第三に、老齢資産補完法（AVmEG）に基づき、毎月の年金現在価値（AR:Aktueller Rentenwert）の調整式に、従来の人口統計係数（平均寿命が高まれば年間年金額上昇が弱まる）は廃止され、保険料率の上昇を制限するための緩和係数として、2001年にリースター係数（RF:Riester-Faktor）が導入された。リースター係数（RF）は、老齢保障比率（AVA:Altersvorsorgeanteil）と一般年金保険の平均的保険料率（RVB: Rentenversicherungsbeitragssatz）により構成され、年金保険料率（RVB）が上昇した場合は、リースター係数（RF）は1を下回り、給付金が抑制されるように設計された（SGBVI 第68条）。つまり、公的年金の保険料率が上昇し加入者の負担が高まれば基準年金額が下がり、保険料率が下落すれば基準年金額が上がり、被保険者の保険料率と年金受給者の受給額を調整する役割をする⁴⁾。

第四に、遺族年金の規定が改正され、遺族年金の配偶者年金を縮小する一方、夫婦間年金受給権分割制度（Rentensplitting）を導入した。離婚した人に提供される分割年金とは別途（離婚時の年金分割）、離婚していなくても夫婦の希望があれば、配偶者が年金受給開始の際、婚姻期間中に取

得した年金受給権の均等分割ができるようになった。年金分割は、年金受給のために必要な最小加入期間を満たす必要があるときに使うことができる（DRVB, 2019: pp.74-75）。

第五に、子育ての人のための年金保険の新しい給付金制度として、「子育て考慮期間」（KBZ: Kinderberücksichtigungszeiten）が導入された。10歳未満の子を養育しながら、同時に全体加入者平均年取以下の給与で就業している場合は、年金受給は増額される。一方、10歳未満の2人以上の子供を同時に育てる人は、就業していないなくても、年金割増を受け取ることができる（SGBVI 第57条）（DRVB, 2019: 75）。

4) 年金後課税（2004年制定、2005年施行）

当時、公務員年金には100%の後課税が適用されたが、元被用者や自営業者の場合、保険料が課税後の所得から拠出されていたため、年金給付金は実質的に非課税であった。2002年、連邦憲法裁判所はそれを憲法に違反すると言ひ、平等の原則を引用して憲法に基づく新しい規定を連邦政府に求めた。老齡所得法（AltEinkG: Alterseinkünftegesetz）が2004年7月9日に公布され、2005年1月1日から年金の後課税（nachgelagerte Besteuerung）が施行された。2005年から2040年までの35年間の長い移行期間にわたって段階的に保険料は非課税となり、年金所得の課税比率は引き上げられ、2040年の年金受給者からは年金所得全額が100%課税となる。年金給付の後課税のメリットは、就業期間中に収める保険料の税負担は軽減され、年金給付段階では通常は収入が少ないので、給付金の課税対象部分も少なくなり、年金の税額も少なくなることである（DRVB, 2019: 75）。

5) 公的年金保険持続法（2004年制定、2005年施行）

2004年7月に公的年金保険持続法（RV-Nachhaltigkeitsgesetz）」が制定され、2005年1月に施行された。毎月の年金現在価値（AR:Aktueller Rentenwert）の調整式に持続可能性係数（NF:Nachhaltigkeitsfaktor）がもう一つの緩和係数（Dämpfungsfaktor）として導入され⁵⁾、人口動態変化が基準年金額算定に直接反映されることになった。即ち、平均寿命が高まり、保険料納付者数に比べて年金受給者数が増えると、持続可能性係数が年金額上昇を抑え、毎年の基準年金額が減少し、年金保険の持続可能な資金調達が長期的に保証されることになる。

この規定により、長期的には年金額はさらなる低下することになる。従って、持続法によって生み出されたもう1つの革新として、保険料率の上限（Obergrenze）と年金額の下限（Untergrenze）を設定した。保険料率が2020年までに20%、2030年までに22%を超えそうであれば、連邦政府は対策を提示することが義務づけられた。年金水準は、2020年までに46%を下回ってはならず、2030年までに43%を下回ってはならず、年金水準がこの値を下回る恐れがある場合は、連邦政府は措置を講じる必要がある。

さらに、2004年の年金保険持続法により、保護条項（Schutzklausel）（SGBVI 第68条 a）が導入された。保護措置に基づき、リースター係数（RF）と持続可能性係数（NF）の緩和係数による年金額調整は、年金給付額の引き下げに繋がる場合には適用されないことになり、年金額の絶対的な減少にはなれない（DRVB, 2019: 74-76）。

6) 年金保険受給開始年齢調整法 (2007年制定・2008年施行)

人口動態変化、特に高まる平均寿命に対応するため、年金保険受給開始年齢調整法 (RV-Altersgrenzenanpassungsgesetz) が2007年3月制定、2008年1月1月から施行された。法に基づき、年金の標準受給開始年齢 (Regelaltersgrenze) は65歳から67歳へと段階的に高まることになった。政府の見通しでは、受給開始年齢の引き上げは、55~64歳層の就業率を高める推進力となり、保険料納付者の負担軽減にもつながる。

被保険者に変化に適応する機会を与えるために、1947年から1963年の間に生まれた人々の受給開始年齢は、2012年65歳から長い移行期間を経て段階的に引き上げられ、2031年には受給開始年齢は67歳になる。受給開始年齢は、1947年生まれは65歳1か月 (2012年2月から年金受給) であるが、1958年生まれは66歳 (2024年)、1964年生まれは67歳となる (2031年)。

しかし、受給開始年齢の引き上げについては議論の余地があった。特に、労働組合は、労働市場における高齢者の雇用の見通しよくないために、年齢引上げが年金の削減になるのではないかと懸念した。このような背景から、定期的な報告義務が法律で規定され、2010年以降、4年ごとに、高齢労働者の雇用動向に関して報告すると共に、労働市場の状況、高齢労働者の経済的、社会的状況を考慮に入れて、受給開始年齢の引上げが引き続き支持され、関連した規定をそのまま続けるかに関して評価することを政府に義務付けた (DRVB, 2019: 78)。

7) 年金給付改善法 (2014年制定・施行)

2014年5月、CDU / CSU と SPD の大連合政府によって支持された「年金給付改善法 (RV-Leistungsverbesserungsgesetz)」が連邦議会で可決され、2014年7月1日に施行された。

第一に、母親年金 (Mütterrente) の期間が延長された。母親年金は1986年1月1日発効し、1年間の育児期間が年金加入期間として認められていた。しかし、1992年に「育児期間」 (Kindererziehungszeiten) が導入され、1992年後に生まれた子の親には算入期間が1年から3年へと拡大された。今後は、1992年より前に子を産んだ母親または父親は、追加1年間の育児期間が認められる。これに伴って、1992年以前に産んだ母親と1992年以後に産んだ母親との年金法上の格差はある程度小さくなった。

第二に、保険料納付期間45年以上の特別長期被保険者 (besonders langjährig Versicherte) のための老齢年金規定が導入された。1953年以前に生まれた人は、被保険者期間が45年以上であれば、63歳から減額なしの老齢年金 (abschlagsfreie Rente) を受給することができる (1953年以前生まれの通常の受給開始年齢は65歳7か月である)。特に長い保険料期間を持つ1952年以降に生まれた人々の場合、減額なしの年金受給年齢は65歳までに段階的に高まる。

第三に、就業能力低下年金 (Erwerbsminderungsrente) はさらに改善された。例えば、病気や障害により、仕事が制限されている、または働けなくなった被保険者の場合、2014年6月30日以降の年金受給者からは満62歳まで (従来は60歳まで) 就業したとみなして年金額が計算される。

第四に、年金給付改善法のもう1つの変更点は、リハビリ予算の年間支出の設定に関するものである。今後数年間で医療リハビリの需要が高まると予想されるため、予想賃金上昇に加えて、2014

年1月からは、人口動態動向は人口動態係数に基づいて考慮される（DRVB, 2019: 82）。

2. リースター年金の特徴と問題点

2001年にリースター年金が導入されてから20年が経った。かつて政治家らによって祝われたリースター年金は、その問題点が何度も議論されており、今後、改革が求められている。ドイツ公共放送局 ZDF の経済社会政策分野のドキュメンタリー番組 WISO は2021年9月8日放送で「リースター年金が抱えている問題と諸専門家の意見」⁶⁾ を取り扱った。本章では、リースター年金の導入背景や特徴を確認すると共に⁷⁾、WISO の放送内容をもとに、リースター年金の問題と課題をまとめた。

1) リースター年金の導入背景

1980年代半ば、当時の連邦労働大臣であったノルベルト・ブリューム（Norbert Blüm）は「年金は安全」であることを保証した。しかし、1990年代に入ってから、少子高齢化により公的年金財政方式である賦課方式制度が崩壊する恐れが蔓延し、人口動態の変化に備えて準備しなければならなかった。1998年9月27日の第14回ドイツ連邦議会選挙でドイツ社会民主党（SPD）が議会第一党になり、1982年以来コール首相が率いる CDU / CSU と FDP の連立内閣が終わった。1998年、初めての SPD・同盟90/ 緑党（Bündnis 90/ Grünen）との連立で16年ぶりの政権交代が実現され、ゲアハルト・シュレーダー（Gerhard Schröder）が連邦首相になった。

歴史的な年金改革に迫られたシュレーダー連邦首相は、当時、同じく SPD で、ドイツ金属産業別労働組合（IG Metall）の2番目の会長であったウォルター・リースターを連邦労働大臣に任命し、年金改革を進めた。2001年の年金改革により、若い世代の年金保険料負担を軽減するため、「給付水準維持」から「保険料水準維持」へと政策を転換し、公的年金の給付水準の引下げ分（給付金損失）を個人で備えて埋め合わせるよう積立方式の個人年金と企業年金を整備した。

2002年から、公的年金の加入義務がある従業員は全員、企業年金への加入権が認められた。2001年、個人年金として公的年金加入義務者を対象にリースター年金（Riester Rente）が導入され、2005年にはリースター年金から除かれた自営業者、フリーランサー、高所得者、公的年金に加入していない人向けにリユールップ年金（Rürup Rente 又は Basisrente）が導入された。

2) リースター年金契約の種類

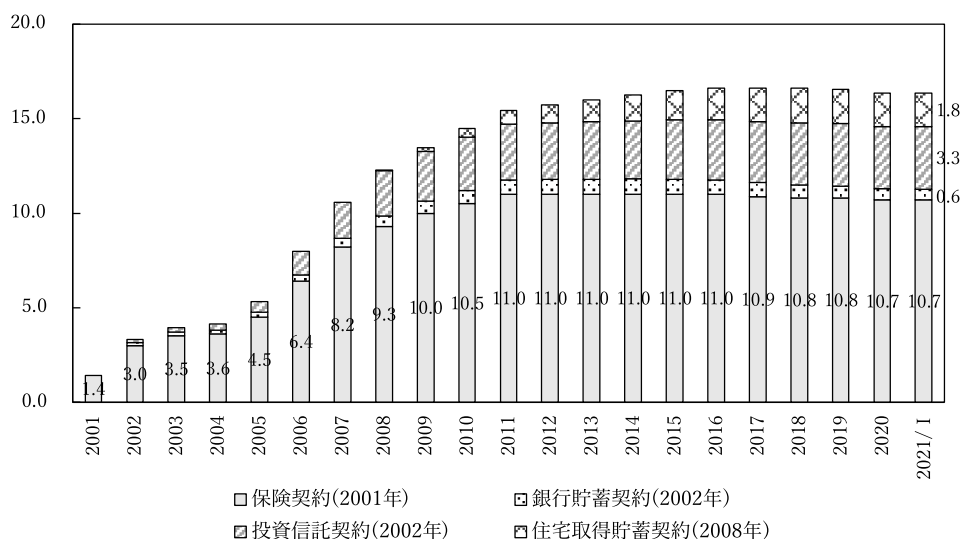
リースター年金は積立方式の月払いの任意保険で、公的年金保険料を納付した人が対象である。リースター年金の支給は、公的年金支給開始年齢以後である。公的年金と同じく後課税で、保険料納付段階ではなく、年金受給段階で課税される。年金受給開始の際に、給付金の最大30%までは一時金として受給可能であり、残りは生涯にわたって月払い年金として支給される。リースター年金のプロバイダーは、保険会社、銀行、または投資信託会社で、主に次の四つのプランを取り扱う。

①保険契約（Versicherungsverträge）：リースター契約の約3分の2を占めている。保険会社は積立金を高利回りの投資に充てることはほとんどできないため、リスクが低く利回りも低い。

低金利の時期には、年金収益が利子収益によって高まることはほとんどない。②銀行貯蓄契約 (Banksparverträge)：この契約を提供している銀行はまだごくわずかである。低リスクであるが費用対効率がよい。ただし、年金受給の際に、契約を年金保険に変換する必要があり、高い費用が発生する可能性がある。③投資信託契約 (Investmentfonds-verträge)：投資信託の選択によっては年金額を大幅に高めることができるが、年金収益を決めるのは株式市場の状況による。ファンド割当分は売却時には課税対象となるため年金収益はより悪くなることもある。手数料やファンド運営費などの費用が高い。④住宅取得貯蓄契約 (Wohn-riester)：取得住宅は契約者のみ利用することができ、また、一定期間内に売却することはできない。

四つのプランの導入年度は其々異なり、保険契約は2001年、銀行貯蓄契約と投資信託経済は2002年、住宅取得貯蓄契約は2008年からである。2021年第一四半期のリースター年金契約は1,631万件で(100%)、契約種類別には、保険契約1,066万件(65.3%)、銀行貯蓄契約58万4千件(3.6%)、投資信託契約329万2千件(20.2%)、住宅取得貯蓄契約177万6千件(10.9%)である<図表1>。

<図表1> リースター年金の契約数の推移 (単位：百万件)



出典：Bundesministerium für Arbeit und Soziales, Statistik zur privaten Altersvorsorge (Riester-Rente), 13.09.2021 (<https://www.bmas.de>)

注：各プランの導入年度は異なる。契約件数はキャンセルされた契約の調整済みで、報告期間に休眠中の契約(保険料未支払い)の割合は、5分の1と推定されている。

3) 政府助成金の種類

政府は加入を動機付けるため、二つの異なる助成、つまり、「助成金による直接支給」と「特別費用控除による優遇税制」で加入者を支援してきた。助成対象としては、①従業員、②職業訓練性、③年金保険加入義務対象となるミニジョブの連邦ボランティアと大学生、④年金加入義務被保険者である自営業者、⑤公務員、軍人、裁判官、⑥失業手当 ALGI または II (ALG:Arbeitslosengeld 失業手当) または疾病手当 (Krankengeld) の受給者、⑦就業能力低下の人 (Erwerbsgeminderte)・就業不能者 (erwerbsunfähig)・勤務不能者 (dienstunfähige Personen) である。

政府助成金（Zulagen）には3つの異なる種類がある。「基本助成金」（Grundzulage）として、全ての被保険者一人ごとに年額175ユーロが支給される。「子供助成金」（Kinderzulage）は、子供手当（Kindergeld）を受ける資格のある子供のみが対象で、児童手当をもらう親（原則として母親）に支給される。子どもの出生年に応じて、年額185ユーロ（2007年以前生まれ）または300ユーロ（2008年以後生まれ）が支給される。「新規入職ボーナス」（Berufseinsteigerbonus）は、卒業年に25歳未満の被保険者が対象で、「1回限り」の200ユーロが支給される。助成金を受給するためには、毎年、被保険者は保険会社に申請書を提出し、保険会社が助成金を申請することになる（委任状提出により、保険会社が長期にわたって自動的に助成金を申請することもできる）。

4) 助成金の支給条件

助成金の全額を受給するためには、保険料は、3種の助成金を除く前年度税込み収入の「4%以上」でなければならない（（前年度収入×0.4%）-助成金）。前年度の税込み収入4%未満の保険料を払い込んだ場合、助成金全額を受け取ることはできない。従って、助成額は払い込んだ保険料によって異なる。また、収入が少ない低所得者であっても、最低保険料は年間最低60ユーロ（月額4ユーロ）以上でなければならない。これを下回れば、助成金は減額される。従って、リースター年金への保険料が、助成金100%を確保するのに十分であるかどうかを定期的に確認する必要がある。例えば、昇給や転職後に調整が必要になる場合がある。

例えば、前年度税込み所得が年間24,000ユーロで、子供が2人いる場合、年間185ユーロの保険料を払いながら、年間175ユーロの基本助成金、年間600ユーロの子供助成金、合計年間775ユーロの助成金を受け取る。従って、子供が多い家庭や低額報酬労働者（Geringverdiener）は、低額保険料で助成金を受け取ることができるのでリースター年金加入が有利である。

<図表2> 月額保険料の算出例

税込み月所得2,000ユーロ、子2人（2008年以後まれ）			税込み月所得3,000ユーロ、子なし		
前年度税込み所得		24,000ユーロ	前年度税込み所得		36,000ユーロ
前年度所得の4%		960ユーロ	前年度所得の4%		1,440ユーロ
助成金	基本助成金	175ユーロ(年額)	助成金	基本助成金	175ユーロ(年額)
	子供助成金	2人×300ユーロ(年額)		子供助成金	0ユーロ
	新規入職ボーナス	0ユーロ		新規入職ボーナス	0ユーロ
最低保険料 (960ユーロ助成金)		年間185ユーロ (月額15ユーロ)	最低保険料 (1,440ユーロ助成金)		1,265ユーロ (月額105ユーロ)

出典：https://www.riester-rente.net, Riester-Rente HP

5) リースター年金の問題点と課題

リースター年金は、2001年導入以来、すべての政党から繰り返して問題点が指摘されてきた。また、リースター年金が抱えている問題と今後の課題に関しては金融機関、消費者保護団体、批評家は其々非常に異なる見解を示している。

第一に、契約者が金融機関に支払う手数料や投資信託管理費などの費用が高い。政府助成金は税

金で、助成金から保険会社の手数料と管理費が一部差し引かれる。子供がいる世帯や低額報酬労働者は政府の助成金の恩恵を受けているように見える。しかし、費用が高く、また金融市場の状況が悪い時は、ファンド利回りより費用が高くなることもあるので、満足できる月額年金は考えられないとの評価である。そのことから、批評家から、リースター年金は金融業界、特に保険業界への贈り物で、本質的に、収益者は消費者ではなく、金融業界であると非難されている。

第二に、契約者がシステムを把握するのが困難である。消費者は政府助成のリースター年金を締結する前に、契約プランを十分に理解し、保険会社が算出する費用を必ず確認する必要がある。しかし、リースター年金契約は非常に複雑で、消費者がすべてのリースター契約プランを完全に理解することは困難である。2017年からは製品情報紙は透明性を高めており、その際に、連邦中央税務署は、保険会社から登録されたすべての情報紙を収集する。しかし、批評家は、専門家の助けがなければ、情報があっても広範囲な比較を行うことは依然として難しいと批判する。

実際、リースター契約の約5分の1が一時停止されている。また、リースター年金の契約総数は、2001年導入同時140万件から徐々に高まったが、2017年1,661万件をピークに少しずつ減少しており、2021年第一四半期では1,631万件であった<図表1>。消費者保護団体は完全に新しい個人年金モデルを望んでいる。政府によって組織され、法的根拠により導入され、簡単で、透明で、隠れた費用ではなく、費用が最小限に抑えられること、そして政府助成金の利益が専ら保険料納付者に約束される制度を求めている。

3. 年金後課税方式と二重課税の問題

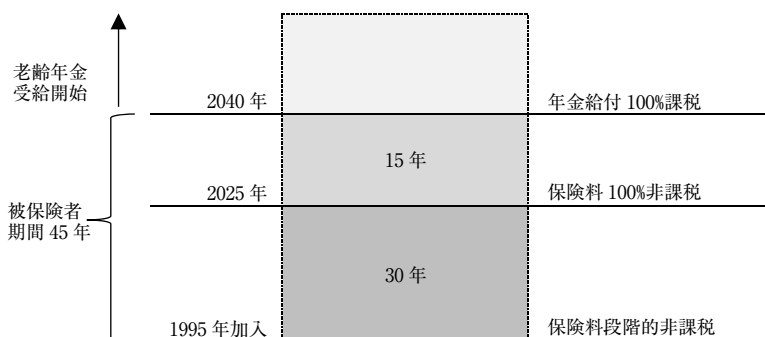
2021年5月31日、連邦税務裁判所（BFH: Bundesfinanzhof）⁸⁾ は二重課税（Doppelbesteuerung）に関する二つの訴訟を退け、2005年1月から施行された年金後課税は違憲ではなく、原告の年金は二重課税ではなく課税対象になることを明確にした。この判決を非常に画期的なものにしたのは、年金後課税の移行期に、将来の多くの年金受給者が二重課税に直面する可能性が高いことが明らかになったことである。財務省は、この二重課税を回避するため、2021年9月の総選挙後に年金課税方式を見直す方針を明らかにした⁹⁾。

1) 年金後課税の導入背景

二重課税は2004年制定された老齢所得法（Alterseinkünftegesetz）と関係がある。昔は公務員年金だけが課税され、元従業員や多くの自営業者の場合は年金保険料に課税されたので年金給付金は実質的に非課税であった。そして2002年に連邦憲法裁判所はそれを憲法に違反していると説明した。当時のシュレッター首相の連邦政府は連邦憲法裁判所の指摘を受け、2004年に老齢所得法を制定し、2005年に老齢年金の「後課税」を導入した。公務員年金と同様に、公的年金、個人年金の保険料（積立金）は非課税で、年金給付が課税対象となった。しかし、このシステムが1日で変更されれば、計り知れない不正が起こりうるので、専門家と連邦政府は、35年という長い移行期間にわたって段階的に保険料を非課税とし、年金所得の課税比率を引き上げるというアイデアを思いつい

た<図表3>。

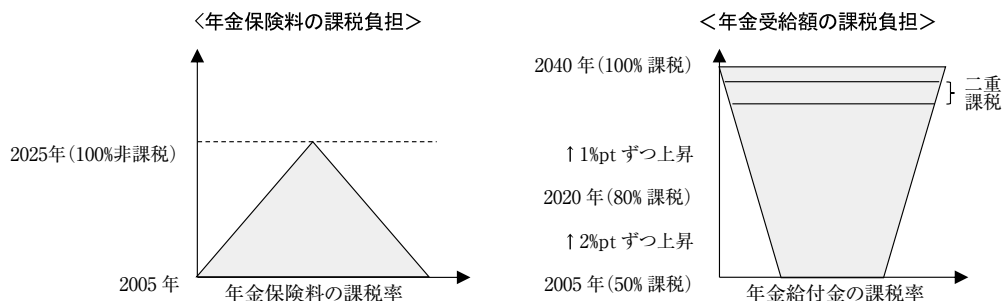
<図表3> 保険料非課税と給付金課税の移行期間



出典：https://www.zdf.de,Urteil zur Doppelbesteuerung der Rente,31.03.2021に基づき筆者作成

年金所得が課税上どのように扱われるかは、年金受給開始年度によって異なる。2005年12月に年金受給開始の場合、50%が課税所得となる。毎年、新しい年金受給開始者の年金所得の課税率は2%ポイントずつ段階的に高まり、2020年の年金受給開始の場合は80%になる。その後の20年間は1%ポイントずつ高まる。移行期が終了する2040年以降に年金を受給する人は（1973年以降生まれ）、原則として年金の100%が課税対象となる。ただし、一度年金受給を開始すると、その後の課税対象率は変わらない¹⁰⁾<図表4>。

<図表4> 後課税の移行期間と二重課税



出典：https://www.zdf.de,Der Doppelbesteuerung? 31.05.2021を基に筆者作成

2) 二重課税の問題

2025年からは年金保険料は完全に非課税となると同時に、年金給付の一部は課税所得になる。新たに年金受給が始まる人には、この課税部分は増加し、2040年の年金受給者には年金全額が課税される。議論の焦点は、現在就業活動をしている（将来の年金受給者になる）多くの人が年金保険料の納付段階と将来の年金給付の段階で、両方とも税金を納付する二重課税に直面することになることである。

ドイツの約2,000万人の年金受給者のうち、現在、4分の1が税金を支払わなければならない。残りの年金受給者は、年金制度改革前に年金受給者になった人、または、所得が非常に少ないため、課税されていない人である。今の規定のままであると、現在、就業している40～50歳の人で、保険料納付段階で非課税部分が少ないほど、二重課税のリスクは高くなる。とりわけ、自営業者、既婚の人より未婚の人、平均寿命が長い女性よりは男性が将来に年金受給者になった時、この二重課税の影響を受けることになる。従業員の場合は、本人負担の保険料の半分だけを負担し、残りの半分を使用者（Arbeitgeber）が非課税で支払っているが、自営業者は保険料全額を自分が負担しているため、より深刻な影響を受けることになる。

<図表5> ドイツの年金制度の沿革（1992～2014年まで）

第6代連邦首相：Helmut Kohl（1982～1998） 所属党：CDU/CSU と FDP の連立内閣	
1992	<p>●年金改革1992（1989年11月可決、1992年1月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金給付金水準の引き下げ <ul style="list-style-type: none"> 年間年金調整は総賃金から正味賃金へと切り替え 17歳以後の教育期間の保険料免除期間短縮 老齢年金の「減額なし早期支給年齢（繰り上げ）」の段階的引上げ <ul style="list-style-type: none"> 女性・失業者：60歳→65歳、長期被保険者：63歳→65歳 部分年金導入：満額年金（Vollrente）と部分年金（Teilrente）を選択可能 育児期間（Kindererziehungszeiten）拡大 <ul style="list-style-type: none"> →1992年1月後に生まれた子：1年→3年間の育児期間算入
1996	<p>◆成長・雇用促進法（1996年9月可決、1997年1月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> →1997年経済危機による保険料収入減少に対応するため年金給付金の大幅な削減 早期（繰上げ）老齢年金の受給開始年齢の引き上げの加速化 教育期間などの保険料納付考慮期間をさらに短縮 失業期間の年金法的評価をさらに下げる リハビリテーション給付金の大幅な削減
第7代連邦首相：Gerhard Schröder（1998～2005） 所属党：SPD と Bündnis 90/Die Grünen の連立内閣	
1998	<p>◆公的年金保険への追加連邦補助金の財政調達法（1997年12月制定、1998年施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> →「追加連邦補助金」導入 育児期間（Kindererziehungszeiten）給付金の連邦分担金支給の導入
2001	<p>●年金改革2001：老齢年金制度におけるパラダイム転換</p> <p>◆老齢資産法（AVmG）と老齢資産補完法（AVmEG）（2001年6月制定、2002年1月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金現在価値（AR）の調整式にリースター係数（RF:Riester-Factor）導入 <ul style="list-style-type: none"> →年金保険料率が上昇した場合、リースター係数は1を下回り、給付金が抑制される 公的年金の補完機能としてリースター年金（Riester-Rente）導入（2002年） <ul style="list-style-type: none"> →老齢年金の3本柱：公的年金（賦課方式）・企業年金と個人年金（公的年金加入者対象の積立方式） 遺族年金の規定改正・夫婦間年金受給権分割制度導入（Rentensplitting） <ul style="list-style-type: none"> →配偶者の年金開始の際、婚姻期間中に取得した年金受給権の均等分割が選択可能 子育て考慮期間（Kinderberücksichtigungszeiten）導入（新設） <ul style="list-style-type: none"> 10歳未満の子あり＋平均年取以下の給与の仕事に従事する人：年金受給の増額 10歳未満の2人以上の子を養育＋就業していない：年金割増給付

2004	<p>◆老齢所得法 (Alterseinkünftegesetz) (2004年7月9日公布、2005年1月1日施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金給付金の後課税導入 (Nachgelagerte Besteuerung) <ul style="list-style-type: none"> ・従来は、保険料は課税後の所得から算出したので、年金給付金は実質非課税 ・2005年からは、段階的に保険料は非課税となり (2025年完全非課税)、年金給付は課税となる (2040年には全額課税対象)
<p>第8代連邦首相: Angela Merkel (2005~2021) 所属党: CDU (CDU/CSU、SPD の連立内閣)</p>	
2005	<p>◆公的年金保険持続法 (RV-Nachhaltigkeitsgesetz) (2004年7月制定、2005年1月施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金現在価値 (AR) の調整式に持続可能性係数 (NF:Nachhaltigkeitsfaktor) 導入 <ul style="list-style-type: none"> →年金受給者数に比べて保険料納付者数が少ないと、NFは1を下回り、給付金が抑制される ・保険料率の上限 (Obergrenze) と年金額の下限 (Untergrenze) の確定 <ul style="list-style-type: none"> ・保険料率の上限: 2020年までに20%、2030年までに22%を超えない ・所得代替率の下限: 2020年までに46%、2030年までに43%を下回ってはならない (保険上率の上限を超える又は年金水準の下限を下回るときは、連邦政府は対策を提示することが義務づけられた) ・年金調整式に保護条項 (Schutzklausel) 導入 <ul style="list-style-type: none"> →RFとNFによる年金額調整は、年金給付額の全体的減少に繋がる場合には適用されない <p>◆ドイツ年金保険の組織改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドイツ年金保険機関協会 (VDR) とホワイトカラー連邦保険会社 (BfA) 統合 <ul style="list-style-type: none"> →「ドイツ年金保険連合 (DRB:Deutsche Rentenversicherung Bund) (連邦機関)」(共通のロゴ使用)・州年金公団は統併合し地域担当機関 (Regionalträger) になる (22→14機関) ・ドイツ年金保険職員・鉄道員・海員保険組合 (Deutsche Rentenversicherung Knappschaft-Bahn-See) 設立 (特別期間)→現在、ドイツ年金保険 (DRV) は、連邦公団2つ、地域公団14、計16個
2008	<p>◆年金保険受給開始年齢調整法 (RV-Altersgrenzenanpassungsgesetz) (2007年3月制定、2008年1月施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1947年~1963年生まれの子の年金の標準受給開始年齢の段階的な引上げ (65歳→67歳へ): 2012年から毎年1か月、2014年から毎年2か月引上げ ・2031年 (1964年以後生まれ) からの年金受給年齢は67歳 ★政府は2010年から4年ごとに、高齢労働者の雇用動向を報告し、年齢引上げの維持を評価する
2014	<p>◆年金給付改善法 (RV-Leistungsverbesserungsgesetz) (2014年5月可決、同年7月1日施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母親年金の期間延長 (財源は、税金、保険料、年金給付額削減により調達) <ul style="list-style-type: none"> ★1992年以前に生まれた子の養育 <ul style="list-style-type: none"> ・1986年1月、母親年金 (Mütterrente): 1年間の育児期間算入 ・2014年7月、母親年金 (Mütterrente I): 1年→2年 ・2019年1月、母親年金 (Mütterrente II): 2年→2年6か月 ★1992年後生まれた子の養育 <ul style="list-style-type: none"> ・1992年1月、育児期間 (Kindererziehungszeiten) 拡大: 1年→3年間の育児期間算入 ・45年以上長期被保険者の早期 (繰上げ) 老齢年金の給付金改善 <ul style="list-style-type: none"> ・1953年前生まれ: 63歳から「減額なし年金」受給可能 ・1952年以降生まれ: 「減額なし年金」の年金受給年齢は65歳までに徐々に高まる →財源は、保険料納付者と年金受給者によって負担 ・就業能力低下年金の算入期間延長 <ul style="list-style-type: none"> ・2014年6月30日以降の年金受給開始者から適用: 就労みなし期間 (従来60歳→満62歳3か月) ・2018年からさらに3年延長され65歳8か月、段階的に加算年齢が高まり、2031年には67歳になる ・リハビリ予算の年間支出設定 <ul style="list-style-type: none"> ・2014年1月からは予想賃金上昇に加えて、人口動態変化も考慮

出典: 筆者作成

注

- 1) 2021年12月にオーラフ・ショルツ (Olaf Scholz) が第9代ドイツ連邦首相に就任し、SPD 主体の3党連立政権が発足された。3党は、社会民主党 (SPD)、自由民主党 (FDP)、緑の党 (Bündnis 90/Die Grünen) で、各党のイメージカラーである赤、黄色、緑をとって「信号連立 (Ampel-Koalition)」と呼ばれている。
- 2) 2017年7月1日、新しい柔軟年金法導入により、追加収入 (Hinzuverdienste) と部分年金 (Teilrente) に関する新しい規定が制定された (SGBVI、第34条3項)。
- 3) 現在の連邦雇用機構 (BA : Bundesagentur für Arbeit)
- 4) リースター係数は、政府が助成金で支援するリースター年金保険料率と年金保険料率が高まれば基準年金額が下落するように設計されている。リースター年金の最低保険料率は2002年7月1日0.5%から2012年7月1日までに4%へと高まり、その後は最高保険料率4%が固定されたので、それ以後、基準年金額引上げを抑制する機能を果たすことができない。一般年金保険の平均保険料率 (RVB) は毎年変化することが可能なので、年金額を調整する役割を果たしている (DRV HP, Riester-Rente: ein Paradigmenwechsel)。
- 5) 保険料率の上昇を制限するための二つの係数、つまり、リースター係数は2001年導入、持続可能性係数は2004年導入された。
- 6) <https://www.zdf.de>, WISO Doku, Ärger mit der Rente: Ist Riester noch zu retten? 09.08.2021
- 7) <https://www.riester-rente.net>, Riester-Rente HP
- 8) ドイツの基本法で定められた五つの連邦裁判所は、連邦最高裁判所 (BGH: Bundesgerichtshof)、連邦税務裁判所 (BFH: Bundesfinanzhof)、連邦労働裁判所 (BAG: Bundesarbeitsgericht)、連邦社会裁判所 (BSG: Bundessozialgericht)、連邦行政裁判所 (BverwG: Bundesverwaltungsgericht) である。
- 9) <https://www.zdf.de>, Der Doppelbesteuerung? 31.05.2021
- 10) <https://www.deutsche-rentenversicherung.de>, Besteuerung der Rente

参考文献

- Deutsche Rentenversicherung Bund (DRVB), 130 Jahre gesetzliche Rentenversicherung, 2019
<https://www.bmas.de>, Bundesministerium für Arbeit und Soziales HP, Statistik zur privaten Altersvorsorge (Riester-Rente), 13.09.2021
- <https://www.deutsche-rentenversicherung.de>, DRV HP, Besteuerung der Rente
- <https://www.deutsche-rentenversicherung.de>, DRV HP, Riester-Rente: ein Paradigmenwechsel
- <https://www.deutsche-rentenversicherung.de>, DRV HP, Nachgelagerte Besteuerung
- <https://www.deutsche-rentenversicherung.de>, DRV HP, 1992: Rentenreform
- <https://www.riester-rente.net>, Riester-Rente HP
- <https://www.sozialgesetzbuch-sgb.de>, Sozialgesetzbuch (SGB) Sechstes Buch (VI) Gesetzliche Rentenversicherung
- <https://www.zdf.de>, WISO Doku, Ärger mit der Rente: Ist Riester noch zu retten? 09.08.2021
- <https://www.zdf.de>, Urteil zur Doppelbesteuerung der Rente, 31.03.2021
- <https://www.zdf.de>, Der Doppelbesteuerung? 31.05.2021

(ベ・ヘション : アジア文化学科 教授)

